

令和3年度 高等教育の修学支援新制度における 「日本学生支援機構給付奨学金」申請要項【家計急変者用】

1. 対象者

以下全てに該当する者

- (1) 令和3年4月に本学学部にて在籍する学生（令和3年度新入生を含む）
- (2) 学業基準を満たす人：「給付奨学金案内一家計急変」P9参照
- (3) 家計基準・家計急変事由を満たす人：「給付奨学金案内一家計急変」P10～P12参照
- (4) その他定められた基準を満たす人：「給付奨学金案内一家計急変」P7～P8、P14参照

令和2年1月以降、予期できない事由により家計が急変し、収入が減少し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、高等教育の修学支援新制度の支援対象となります。

家計急変の事由に該当するかどうかは、「給付奨学金案内一家計急変」P6でご確認ください。

※既に高等教育の修学支援新制度の給付奨学金奨学生として採用決定している人、申請中の人も家計急変者採用に申請可能ですが、家計急変者採用にて給付奨学生として採用されると、支援区分を3ヶ月毎に見直すため、家計急変採用の申込前より支給額が低くなる可能性があります。（「4. 「家計急変」申請における注意事項」を参照）

※既に入学金・授業料を納入した人も、申請要件を満たす場合、申請可能です。

2. 奨学金申請から採用までの流れ（スケジュール）

①申請書類の受け取り

学生支援・社会連携課事務室前に配架している資料をお取りください。資料の郵送をご希望の場合は、下記＜郵送請求方法＞をご確認いただき、請求してください。

なおマイナンバー提出書セット以外の書類はHP、

（https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/scholarship/jassoscholarship/kakeikyuhen）からダウンロードも可能です。

- 「給付奨学金案内一家計急変」
- [A様式I] 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- 学修計画書
- 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における公的支援の証明書を提出できない場合の申告書
- 自営業等の所得金額計算書
- スカラネット入力下書き用紙
- マイナンバー提出書セット（青色の封筒）
- 給付奨学金確認書
- 給付奨学金申請書（家計急変採用）

「奨学金案内一家計急変」に挟み込まれています。

「スカラネット入力下書き用紙」P6とP7の間に挟み込まれています。

＜郵送請求方法＞

返信用のレターパックライト及び、氏名、電話番号、メールアドレス、住所、郵送を希望する書類の名称（例：給付奨学金（家計急変）申請書類一式、マイナンバー提出セット等）を記入したメモを同封し、学生支援・社会連携課経済支援係まで郵送してください。

郵送対応には数日かかりますので、郵送を必要とする人はお早めの請求をお願いいたします。郵送対応により申請期限に間に合わなかった場合でも、期限後の受付は認められません。

②申請書類の提出

提出先窓口までご提出ください。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、窓口への持参が難しい場合は、書留等の追跡できる形式でご郵送ください。普通郵便等で郵送し、大学にて書類が確認できなかった場合、大学では責任を負いかねますのでご注意ください。

◆令和2年1月以降、家計急変事由が発生した人

提出期限	提出先
家計急変事由発生日から3ヶ月以内 ※令和3年度入学者のうち、家計急変時期が入学前の場合は、入学から3ヶ月以内	学生支援・社会連携課経済支援係 3号館1階 (土日祝日を除く8:30-17:00)

※下記「③スカラネット入力」日によって支援開始時期が決まりますので、早めの申請をお勧めします。

③スカラネット入力（インターネット入力）による申請

期限内に申請書類を提出された人に対し、スカラネット入力に必要なIDとPW及びスカラネット入力（インターネット入力）期限を連絡しますので、指定された期限までに入力してください。

④マイナンバーの提出

スカラネット入力後1週間以内を目途に「マイナンバー提出書」のセットに同封されている専用封筒で、直接日本学生支援機構へ郵送で提出してください。貸与奨学金も併せて申請する場合、マイナンバーの提出は1部で構いません。

⑤申請結果通知の交付等

スカラネット入力日の属する月から支援が開始されます。（スカラネット入力日の属する月が振込開始月となるわけではありません。）

事項	時期
奨学金初回振込時期	奨学生採用月の10日前後
申請結果通知等の交付※	申請月から3ヵ月後（予定）

※日本学生支援機構の審査状況によって、結果通知が遅くなる場合があります。

3. 提出書類 ※「給付奨学金案内一家計急変採用」P18～19を確認の上、書類を作成してください。

●学生支援・社会連携課経済支援係に提出する書類

	提出書類	対象	注意事項
1	申請書類チェック表	全員	
2	スカラネット入力下書き用紙	全員	HP (https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/scholarship/jassoscholarship/kakeikyuhen)に掲載している「記入上の注意」を参考に作成してください。 記入上の注意にのみ記載している情報がありますので、必ず確認してください。
-	スカラネット入力下書き用紙のコピー（控え用）	全員 《提出不要》	「2.スカラネット入力下書き用紙」は返却しませんので、控えとしてコピーを手元保管してください。
2	給付奨学金確認書	全員	未成年者は親権者（父母両方※）による署名が必要 ※ひとり親世帯の場合はどちらかのみ
3	給付奨学金申請書 (家計急変事由該当者用)	全員	
4	家計急変に関する証明書類	全員	急変事由に応じ、提出書類が異なります。 提出書類の詳細は、「申請書類チェック表」でご確認ください。

5	[A様式1] 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	該当者のみ	3月に授業料減免申請を行わなかった人 ※授業料振込用紙が届いても授業料を支払わないでください。また、授業料の口座振替利用者は、口座の残高を授業料の金額未満にし、引落できないようにしてください。なお、引き落としされた後、授業料の全額又は一部免除が決定した場合は、免除相当額を返還します。
6	学修計画書 (パソコンによる作成も可)		
7	海外居住に伴う収入等証明書類 (該当者は、事前に最終ページの問い合わせ先に連絡してください。必要書類についてお伝えします。)	該当者のみ	本人又は生計維持者が、令和2年1月1日時点で日本国内に居住していない人
8	在留資格・在留期間証明書類	該当者のみ	外国籍の人のみ
9	施設等在籍証明書 等	該当者のみ	児童養護施設や里親に養育されていた人のみ

●日本学生支援機構に提出する書類（貸与奨学金と併せて申し込む場合、提出は1部で可）

	提出書類	注意事項
1	マイナンバー提出書	生計維持者（父母両方※）による署名が必要 ※ひとり親世帯の場合は、どちらかのみ
2	番号確認書類	学生本人、家計支持者（父母両方※）全員のマイナンバーが確認できる書類 ※ひとり親世帯の場合は、どちらかのみ
3	身元確認書類	学生本人の身分証明書類

4. 「家計急変」申請における注意事項

家計の急変による支援の認定を受けた人は、支援認定から15ヶ月経過するまでは、「3ヶ月毎に」家計状況の審査が行われ、支援区分の見直しが行われます。そのため、既に高等学校等や本学で「給付奨学金」を申請している人は、既に決定している支援区分の奨学金金額より、受給額が少なくなる場合や、0円となる場合もあり得ますので、十分ご注意の上、申請してください。（特に、既に第I区分の支援が決定している人は、「家計急変」による申請を行っても、支援額が増える事はありません。）

5. その他

・第一種貸与奨学金の併給制限

給付奨学生として採用後、日本学生支援機構貸与奨学金の第一種を併給する・している場合、奨学金の区分によって第一種奨学金の月額が減額される場合があります。

詳細は「給付奨学金案内一家計急変一」PI6を確認し、必要に応じて、第二種奨学金への申請も検討してください。

・適格認定

給付奨学生として採用後も、定期的に学業及び家計要件を満たしているか認定が行われ、要件を満たしていない場合、奨学金が停止又は廃止となることがあります。

家計急変による認定者の場合、支給開始年月から6ヶ月経過後、3ヶ月毎（提出した給与明細等の証明書が12ヶ月分以上となった後は、1年毎）に、家計急変に該当する生計維持者の所得に関する証明書類を提出し、それらの書類に基づき、3ヶ月毎に支援区分の見直しがあります。（授業料減免の認定についても、月割りで3ヶ月毎に減免額が見直されます。）

学業成績に係る要件及び家計要件のうち資産額に係る要件は、1年毎に確認し、支援区分の見直しがあります。

・奨学生採用後、さまざまな手続きを学生が行うことになります。必ず学生が責任を持って手続きを行い、内容を理解したうえで申請してください。

<本件問合せ先・書類提出先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学学生支援・社会連携課 経済支援係

TEL: 075-724-7143 (平日8:30~17:00) E-MAIL: shogaku@jim.kit.ac.jp

※奨学金に関して、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。

上記からの連絡には必ず応答してください。 応答がない場合により生じる不利益について、大学は責任を負いかねますのでご注意ください。

その他、お知らせは全て学生情報ポータル (https://www.gokumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/)

に掲載しますので、随時確認し不利益が生じることをないようにしてください。